
平成 28 年度第 4 回東京都北区子ども・子育て会議（第 17 回会議）議事要旨

[日 時]

平成 29 年 2 月 13 日（月）午後 18 時 30 分～21 時 00 分

[会 場]

北とぴあ14階 スカイホール

[出席者]

岩崎会長 神長副会長、我妻委員、榎本委員、佐田委員、鹿田委員
田辺委員、菅野委員、丸山委員、石山委員、小針委員、坂内委員、平山委員、
橋本委員、大塚委員、誉田委員、滝口委員、仁科委員

[次 第]

1 開会

2 議事

(1) 「北区子ども・子育て支援計画 2015」計画事業の平成 29 年度以降の事業
実施方針（案）について

(2) 平成 29 年度当初予算案の概要【報告】

① 保育所待機児童解消

② 産後ショートステイ事業の開始

③（仮称）ひとり親家庭等相談コーナーの設置

④ 計画的な学校改築の推進

⑤ 区内初の幼保連携型認定こども園「さくらだこども園」開設

⑥ 病児保育サービス（施設型）の開始

⑦ 北区初！施設一体型小中一貫校の設置

⑧ 家庭教育力向上アクションプランの推進

⑨ 教育支援ボランティアの全校実施

(3) 新規開設予定施設の利用定員について

(4) 私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充について【報告】

(5)（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画（中間のまとめ）の概
要とパブリックコメントで提出された意見について【報告】

3 閉会

【事前配布資料】

資料 1-1	「北区子ども・子育て支援計画 2015」計画事業の平成 29 年度以 降の事業実施方針（案）について【全一覧】
資料 1-2	「北区子ども・子育て支援計画 2015」計画事業の平成 29 年度 以降の事業実施方針（案）について【抜粋版】
資料 3	北区内保育施設（入所調整施設）一覧 H29. 4. 1 予定
資料 4	私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充について
資料 5-1	（仮称）東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画（中間のまとめ）

	の概要とパブリックコメントで提出された意見について
資料 5-2	(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する計画（中間まとめ）概要

【当日配付資料】

資料 2-1	保育所待機児童解消
2-2	産後ショートステイ事業の開始
2-3	(仮称)ひとり親家庭等相談コーナーの設置
2-4	計画的な学校改築の推進
2-5	区内初の幼保連携型認定こども園「さくらだこども園」開設
2-6	病児保育サービス(施設型)の開始
2-7	北区初！施設一体型小中一貫校の設置
2-8	家庭教育力向上アクションプランの推進
2-9	教育支援ボランティアの全校実施

1. 開会

【会長】

第17回平成28年度の第4回ですが、北区子ども・子育て会議を開催いたします。それでは初めに事務局から、本日の委員の出欠席について報告をお願いいたします。

【事務局】

では、委員の出席の状況でございます。

まず、連合東京北地域協議会の原嶋委員におかれましては欠席の電話連絡をいただいております。委員のほうは定足数に達し、会議は成立しております。

【会長】

それでは、最初に事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

引き続き資料の確認でございます。まず、事前に配布させていただいた資料と、今回、席上配付させていただいた資料と議題の順に並べる意味も込めて、両方行ったり来たりで議題の順にご紹介をさせていただこうと思っております。

まず、資料1といたしましては、子ども・子育て支援計画2015の事業実施方針について資料1-1 A4の表形式の資料です。そして、資料1-2が、A3判の資料になっておりますが、こちらが抜粋版といったことになっております。これが議題の1に関する資料でございます。

そして、議題の2に関するものでございますが、これは席上配付させていただいた資料になっておりますが。資料の2-1から2-9まで、九つの事業、先日、発表になりました北区の新年度予算案の概要について、そこから抜粋したものでございます。

続きまして、資料3でございますが、A3の縦長のものになってございます。北区

内保育施設（入所施設）一覧ということになってございます。

続きまして資料4、こちらはA4の1枚でございます。私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充についてです。

続きまして、資料5でございますが、こちらにつきまして5-1、5-2と二つの資料が事前送付させていただきましたが。5-1のものにつきましては、机上配付させていただいた右上に差しかえというふうに書いてあるA4のものがあります。そちらと差しかえをお願いします。申しわけございません。そして5-2につきましては、配布させていただいた資料を用いてご説明をさせていただくといったような形になります。

以上、大変ちょっと複雑で、量が多い資料になりますが、ご確認はいただけましたでしょうか。よろしく願いいたします。

2. 議事

【会長】

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

資料1-1、それから1-2ですね。「北区子ども・子育て支援計画2015」計画事業の平成29年度以降の事業実施方針の案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

では、私のほうから「北区子ども・子育て支援計画2015」の事業計画の評価ということでございます。説明をさせていただきます。事前にお配りした資料をご覧ください。この子ども・子育て支援計画でございますが、今年度第2回の子ども子育て会議で事業実施実績報告をさせていただき、各事業に対してさまざまご意見をいただいたところでございます。それらを踏まえるとともに、今回、北区では中期計画の改定、また、先週2月8日に広報を行ったところでございますが、この平成29年度当初予算編成を行う中で、この次年度以降の事業実施方針（案）を明示させていただきましたので、今回、ご審議いただくこととさせていただきます。

では、資料をご覧ください。A4の横でございます。北区子ども・子育て支援計画のこの事業に位置づけられている計画事業が240事業でございます。これらを集めてこちらの表で網羅しているわけでございます。

そして、さらに今回、新たに27年度の計画策定以来新規に事業を行っている部分があります。そういったものが4事業ございまして、244事業をお示しさせていただいております。この240事業のうち236事業につきましては、継続して実施といったような実施方針を案として、事務局ではそのような評価をさせていただいているところでございます。残りの四つにつきましては、廃止になったり休止だったり統合であったりと、そういったような評価をさせていただいたというようなこととさせていただきます。

今回、こちらの全事業を説明するには大変量が多いものですから、前回同様、この抜粋版とお示しをしたもので説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、現在、区のほうで策定を進めております中期計画（案）に位置づけがされているすべての事業と、この平成29年度以降の実施方針やその他の項目におきまして、これまでとの変更ですとか、そういったものがあります61事業を抜いて抜粋版とさせていただいたところでございます。ただ、61事業全てでなく、そのうちの幾つかを説明させていただくような形にしています。

8月の会議では、この表の一番左側にあります施一個、No. とありますが、これは施策目標、個別目標、そしてそれぞれの事業の番号になりますが。例えばこれの一番上の保育所待機児童解消であれば1-1-1と、そんな振り方をしました。番号を振って、説明をしていきたいと思えます。

まず、1-1-1の保育所待機児童解消でございます。既に、この子ども・子育て支援計画に位置づけております目標は上回る整備を進めておりますが、待機児童の解消にはまだ至っておりません。今後、平成29年度中もしくは平成30年4月の受入施設増に向けた取り組みを進めますが、今回お示しした目標以上に詰めるかどうかにつきましては、今現在、4月期の待機児童の状況等を踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

次のその下、1-1-2でございます。放課後児童健全育成事業でございます。8月の当会議でも委員の皆さんから育成時間の延長というような要望をいただきました。平成28年度はおよそ半数の施設で午後7時までの延長に取り組んだこととありますが、平成29年度につきましては、全施設において午後7時までの延長を行ってまいります。

次の個別目標に進みます。1-2-1でございます。子育て相談事業とありますが、こちら開催場所であります児童館の統合等を行っているということがあります。そこで、場所が若干変更になっていくということとありますが、他にも児童館を開催場所とする事業につきましても、同じような記載をしておりますが、それらにつきましては今後説明を省略させていただきたいと考えております。

次です、一番下の1-2-9でございます。子育て応援サイトでございますが、平成28年度中に構築いたしました（仮称）子育てアプリについて、平成29年度より運営を開始いたします。

次に、1-3-1でございます。はぴママ学級・パパになるための半日コースでございます。こちらは、参加者同士が相互に交流を深められるよう、事業の内容・方法を検討するとともに名称の変更を行ったものでございます。

次、1-4-8でございます。次の個別目標のマタニティクッキングというものでございます。こちらは、今ご紹介いたしましたこの三つ上にありますはぴママ学級の食育を充実させることを検討してございまして、平成28年度で事業を廃止とさせていただきました。

その下、新規事業が三つございます。1-4の新規でございます。産後ショートステイ事業でございます。産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅でも育児に困らないための育児技術の習得を支援するものでございます。

その下、産後デイケア事業でございます。出産間もない方々への支援を行う団体に対し支援を行うものでございまして、こちら平成27年度には事業自体を実施している

ものでございます。

その下、はぴママ・きたく事業でございます。こちらの事業といたしましては、平成27年度より取り組みを開始したものでございます。妊婦さんの不安を解消するため、地区担当の保健師などが面接を行い、応援グッズを贈呈します。また、生後6か月までの子どもと保護者に対し、育児の不安を軽減するため、子ども家庭支援センターや児童館・子どもセンターで面接やグッズ贈呈を行うといったものでございます。

次に、2-1-11番に進みます。家庭教育力向上プログラムでございます。これまでは教育政策課と生涯学習・学校地域連携課が所管となっておりましたが、平成28年度生活習慣の形成と家庭学習の定着、親子のきずなづくりといった家庭教育における三つの課題を柱といたしまして、関連する各課と連携し取り組もうといったようなことでございまして、この所管課のところが変わっております。次に進んで、2-5-18に進みます、4ページの上から二つ目の防犯カメラの設置でございます。29年度に全校設置が完了する予定でございますが、その後もさらなる拡充を検討していきたいと考えております。

次です、その二つ下で3-1-5でございます。区立認定こども園の開設でございます。平成29年度に開設となりまして、その後は検証を行っているというようなことを予定しております。

5ページ一番上、3-2-9でございます。トイレの洋式化でございます。平成28年度で当初の目標は達成する見込みでございますが、今後は学校のトイレのさらなる改善を目指すといったようなことでございます。

次に、3-2-20です。ちょっと幾つか飛んで5ページの中ほどからちょっと下なんです、3-2-20で道徳副読本の配付でございます。こちらは、平成30年度に道徳は教科化され、副読本という形での配付が行われるだけでありますので、事業としては終了となってくるといったようなことでございます。

次です。次の下から2行目です。3-3-2でございます、小学生との区政を話し合う会でございます。現行の計画の中で隔年実施ということになっております。ただし、今現在平成27年度から毎年実施といったようなことで事業を行っております。

次、3-3-6都会っ子ふれあい農業体験事業でございます。8月9日のときもご質問いただきましたが、この受け入れ先となってございます山形県酒田市の意向から、この事業自体中止ということになってございます。

次に3-3-18からです。3-3-18と3-3-22、上から二つ目と三つ目の表彰の事業が二つあるわけですが、この22の文化・スポーツ等優良児童生徒の表彰というのを、この18の子どもかがやき顕彰と統合を行ったといったようなことがございます。

その下での新規事業の省エネ道場でございます。「北区e c oかるた」や工作などの体験を通じて、遊び楽しみながら環境について学ぶ機会を提供するものです。学習の成果を発揮する場としてかるた大会も開催してございます。かるたの作成とかるた大会は平成27年度より、省エネ道場としての事業は平成28年度より実施してございます。平成29年度以降は回数をふやしていく予定というようなことでございます。

次に、3-5-3でございます。このページの一番下です。放課後子ども総合プラ

ンの推進でございます。平成28年度は4校で新規開設を行っておりまして、実施校を19校としたといったようなことでございます。

次に7ページの一番上の項目でございます。3-5-7スクールソーシャルワーカーの配置でございます。平成27年度より、子どもの貧困対策や障害者差別解消法による合理的配慮などの視点を持った支援を含めた相談を拡大したところでございます。

次に、その三つ下にありまして、新規事業でございます。4-3の新規でサポートファイルの活用でございます。乳幼児期から社会生活に至るまでの成長の記録、こういったものを療育機関や学校、そして医療や福祉機関などで受けた支援内容が提供された資料などを保護者の方が記録を保管していくファイルを、そういった関係機関との間の情報の共有を円滑にして、よりよい支援を受けるために活用することを目的としたものでございます。

最後に4-4です。その一つ下にございます。また新規事業でございます。子どもの未来応援プロジェクトでございます。本日も議題で挙がっておりますが、この会では貧困対策に関する支援計画の策定に当たって検討会の設置、実態把握調査について報告を行いました。また、12月には中間のまとめを各委員の皆様へ送付させていただき、1月にパブリックコメントを実施したところでございます。現在、策定を進めております支援計画に基づきまして、この貧困の連鎖の解消に取り組むことを目的に、今後、施策展開を図るといったことでございます。

今後の予定についてですが、来年度、子ども・子育て支援計画ができまして、5年間の計画の来年度がちょうど3年目になります。例えば保育園の待機児童の量の見込みですとか、現計画と、乖離している部分などもありますので、中間の見直しを行っていきたいと思います。その中に現在、今日説明しましたこの事業の中止ですとか、新規の事業の追加ですとか、そんなことを来年度に向けて取り組めたらいいのかなといったように考えてございます。

【会長】

ただいまの資料1に基づきましたご説明について、委員の皆様からご質問・ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

こちらの全一覧のほうの冊子でご質問してよろしいでしょうか。

4ページ目にあります上から二つ目、1-3-4ママ応援プロジェクトの平成31年度目標のところに延べ参加者数400人、目標値ですね。この根拠は何なのか伺いたと思います。

それから、イクメン講座・イクじいイクばあ講座、父親への支援事業も含んだ合計というふうに説明がされていますが、これはどうして合計したのかも聞かせてください。

それから次のページで、1-4-10安心ママヘルパー事業でヘルパー派遣利用者2,400人という目標値がありますが、これの根拠、どうして2,400人が目標になったのか、お聞かせください。

それから、13ページ目、3-2-5（仮称）教育総合センターの設置についてですが、平成28年度における特記事項の欄に適地がないため、当分の間、滝野川分庁舎に暫定設置とするとありますが、今後、適地があればこれを独立して建てるということなんでしょうか。少し説明をお願いします。

【事務局】

5ページ目の安心ママヘルパー事業の利用者数2,400人についてです。これ、出生数を大まかに3,000人というふうに見込みを立てました。その中の8割ぐらいにお使いいただけるのかなというふうに見込みまして2,400人という数字を出してございます。ただ、今の状況でいいますと、この数字まで全然達してませんで、PR不足だなというふうに思っていますので。先ほどお話に出ていたのですが、はぴママ面接ということをやっております、その中でもPRさせていただいているところでございます。

【事務局】

では、続いてこども未来課の分で、4ページの1-3-4ママ応援プロジェクトのところにあります、延べ参加者数の400人ということですが、こちらに関してはイクメン講座ですとかイクじいイクばあ講座等々を含めた延べ参加者数の目標値で、一つ一つの根拠はなかなか難しいのですが、平成26年度地点で335人といった実際の数値がございました。それを多少ふやした中で充実していくという形から、400名といった延べ見込み参加者数を目標としているといったところでございます。

【事務局】

最後のご質問でございました、3-2-5の教育総合センターの設置でございます。現在、滝野川分庁舎のほうに暫定設置という形で置かせていただいております。やはり、適地がないためという理由で置かせていただいているんですけども、なかなかふさわしい場所が見つからないというのが実情でございます。今後、北区役所のほうもいずれ移転するという計画もございますので、その辺も見据えながら現在の形で、当面の間は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【委員】

今、最後のお答えの教育総合センター、仮称ですね。今、滝野川分庁舎の3階部分にあるのですよね。あそこ結構広いと私は感じているのですが、あそこでは狭いということなんでしょうか。

【事務局】

物理的に狭いというよりも、フロアが2階と3階に分かれているというのもございます。また、まだ移転して2年目ですか、というところもありますので、その辺の実績も踏まえていきたいなというふうには思っているところです。現状の形でうまく進めば、それはそれでいいと思うのですが。ただ、あそこの分庁舎も先ほど申し上げた

ように、いずれ北区役所本庁舎が完成した暁にはどうなるかというの、今後、見据えていかないとかなければいけないのかなと思っています。

【委員】

本当に1-1-1保育所待機児解消、非常に担当の皆さんにご努力いただいているなどと思って、917人、東京都の来年度のこの計画でも北区のほうの保育所整備というのは、ここ最初からずっと申し上げているのですが、非常にすばらしい成果を上げてらっしゃって、東京都、もうほかの区が今慌ててやっていますけれど、それにしても以前からずっと継続的に約300人の待機児童の解消を図っていただいたということ。それに伴って、整備すれば整備するほど他区からの転入の方、地方からの転入の方がふえてきて、これ本当に天井がない保育所整備の今、形になっているなどと思って、どこまでやるか、保育所整備を北区でやられるのかなというところが一つ。

これはやっていただくのは結構なことなのだけれども、そういうところが配だなどと思って。それによって、転入されてきた方が非常にご両親で働いてらっしゃると、そういう保育を必要とする指数が高くなるから、従来から北区に住んでいらっしゃる方の利便という、要するにご近所入園というのが難しい状態になっているというのが実態だと思いますね。

そういう考え方で子育て支援といった時に、ご両親、お父さん、お母さんは本当にどういう子育てをしたいのかを考える。今の復職するときに入れたいから早目に入れちゃいましょうというのが本音のところだと思いますね。これが本当に子どもたちを本当は2歳ぐらいまで手元で育てて、それから集団生活に入っていきたいと考えていらっしゃるのだとするのであれば。そういうことも実現をできるようなのが子育て施策。今の保育所整備でゼロ歳からたくさんのお子さんをお預かりできるように頑張らましようという方向とは、また、違った方向になろうかなと思うのですが、そういうことを考えていかなければならない時期なんじゃないのかなと現場の人間として思っています。本当に保活という言葉があるし、過激な言葉でいろんなインターネットでも出てきますけども。

本来、子育てされているお父さん、お母さんが望むような形、子育ての方向を考えてあげられないのかなと思います。それをやるためには受け入れ先の保育園や子どもをお預かりする施設だけの努力じゃなくて、働いてらっしゃるところのワークライフバランスという言葉がありますけども、ワークのほうも入るところもお考えいただかないと、なかなか進んでいかないのかなと思うのです。例えば、育休、マタニティハラスメントなんて言葉もまた聞かれるような時代になってきていますしね。育児休業をとりやすい、子育てしやすい職場環境、また、預けたい、預けようと思ったときにお預かりできるような保育環境ということを考えていかないと。一朝一夕でできる話じゃない。そういうことを、ひとつ念頭に置いて、やっていただければいいんじゃないのかなと思っています。この計画について、どうこう言う意見ではありませんけれども、方向性としてそういうことも大切なんじゃないかなと思いましたので発言させていただきました。

【事務局】

まず、どこまでその待機児解消するのかというところでございます。北区の状況、今、少子高齢化が全国的には進んでいるのですが、幸いにして北区というのは若年層、特に就学前のお子さんの人口というのは増えているのです。その増えている中身は、出生者数です。転入者ではなく出生者数です。その出生者数というのが、果たしてそのお父さん、お母さんが、じゃあ、本当に北区で生まれ育って、何らかの北区の何とか小学校出でずっと北区に住んでいるのか、そういう状況か、そこまでちょっとわからないですけど。基本的には一番北区というのはゼロ歳の人口というのが多いのです。それで、その後、転出される方のほうが多いのが状況ですね。待機児解消というのは、本当にそういった少子高齢化が進む中で、若いファミリー世帯が転入してくるというのは、これは地域社会の活性化という点でも、区としては大変重要な取り組みと認めておりました。そういったことから、保育園整備を進めることで、転入というか北区に住もうというファミリー世帯の方がふえるというのは、大変好ましいことなのかなというふうに考えております。

実際、待機児解消と言うのですが、どの時点を解消とするのか、4月1日時点でゼロになったところがいいのかといったようなところについては、なかなかこれが明言できるというのは、状況ではないのかなと思っております。つまり、本当に困っているお母さんたちが入れなくて、もう、私の人生設計が大変なことになったと言われなような状況、そういったところがまず一つの目標なのかなと思っております。具体的なちょっと数というのは、まだ申し上げにくいところではあります。

次に、ワークライフバランスについては、まさに委員おっしゃるとおりでございます。区長のほうも先日、ことしに入りまして厚生労働大臣との各自治体の市長との懇談会というのをごさいます。そちらのほうで何か意見はありますかと求められたところで、やはりこの保育所整備するだけでなく、そういったワークライフバランスの環境整備と言いますか、そういったことは大変重要だと思っております。そういった社会の仕組みづくりはどうしても自治体ではなくて、やはり国を挙げての取り組みだと思っております。自治体といたしましても、そういった会社をふやすべく、この事業にもありますが、そういった子育て支援、環境整備に頑張っている企業の表彰ですとか、そういった事業にさまざま取り組んでいます。そういったところでぜひ、今後ともそういった視点からも待機児解消を進めていきたいと思っております。

【委員】

要望ですけれども、全一覽の中の22ページの4-3-12番、巡回指導員の派遣というところ。今のところ保育園及び学童クラブ、私立幼稚園に巡回指導員の派遣ということで、うちの小学校にも指導員の方がお越しにいただいているんですけども、この中に、ぜひ、放課後ひろばもまぜてほしいという要望です。

やはり今、各クラスに私の目から見ると1人から3人、多いと4、5人。そうかなという子も含めまして障害のある子がふえている実感があります。その中で、やはり職員の対応がまちまちにならないように、プロのやはり指導員の方とお話しできたかなというのを感じます。

また、うちの学校は拠点校なので、直接相談できる方がいるのですけれども、例えば委託の業者ですと、配置の関係で人数が直営よりも少なかったりする学校もあって、先日の意見交換会のときに、やはり例えば特別支援学級がある学校なんかは、かなり職員の負担が大きい。1人にかかりっきりになってしまう職員がいると、手薄になってしまう危険性があるとか、でも人員が増やせなかったり、対応をすごく苦労しているという話を聞いたので、直営、委託の差が起きないように、障害のある子もない子もみんな楽しく安全に遊べるように、何かご配慮をいただければと思います。

以上です。

【事務局】

確かに私も学童クラブ等わくわくひろば担当している中で、確かに学童クラブの職員と話をしているときに巡回指導員の方が回ってきていただいて、専門的なアドバイスをいただけることは非常に役に立つという話を聞いてございます。そういった意味で、巡回指導員の方が果たしている役割というのは、今の時代特にやはり障害とまで言わなくても非常落ちつきのない子がいたり、さまざまな子が学童クラブですとかわくわくひろばを利用している中で、非常に重要なことだと思ってございます。ただ、今すぐここでどうこうというのはなかなか回答できませんが、わくわくひろばの方々からもご意見伺って、やはりさまざまなお子様がいらっしゃいますので、少しでも居場所としてよりよい環境になるように努めてまいりたいと。また、いろいろお話を伺いたいと思ってございます。

【委員】

すみません、1-4の新規のはびママ・きたく事業のことについて、ちょっと私の意見を伺ってもよろしいでしょうか。

昨年10月にまた出産させていただいて、こちらのはびママ・きたく事業のひよこ面接を使わせていただいているのですけれども。こちらで児童館や家庭支援センターで面接を行うということで、うちの近くの児童館で申し込んだのですよね。そうしたら月に1回しかやってなくて、3か月先になりますと言われたですね。生後6か月までじゃないですか、ひよこ面接。そうすると6か月過ぎてしまうので。そうすると、ちょっとこれはどうなのかなと。私、結局、家庭支援センターのほうまで向かいました。何か月に1回ということで、やれる人がどんどん限られている。でも、児童館はあそこが近くで私はあそこにしか行けないので、すごく困ったということだったので。このすごく事業はいいかなと思うのですが、何かそういうちょっと実際的に問題が出ているのですけれども、何かそういうことについて、何か変えていくこととかありましたら、教えていただけたらなと思うのですけれども。

【事務局】

先ほど、お話しいただきましたように子ども家庭支援センター、実のこともいいですと児童館のほうでなかなか、児童館は児童館としての仕事にプラスして、この面接をお願いしているところです。なので、毎日やっていただくというのはなかなか難しか

ったものですから、子ども家庭支援センターのほうでは、いつ来ても受けられるというような形で実施をさせていただいているのが実情でございます。今、お話しいただきましたように、やはり何人かの方から面接が近くのところでは受けられないというようなお話はいただいておりますので、実施をしている児童館の方々ともお話を、そういうことで要望がありますよということで、お話しさせていただきたいというふうに思っております。

【委員】

2点お話をさせていただきたいと思います。巡回のことと、はぴママのお話です。

巡回については、今、ひろばでは特例で4年生から6年生までの学童クラブをお願いしているかと思っております。そこでもし該当するお子さんがいましたら、事前に審査会で状況の確認をするため面接が未来課であります。そこで巡回の先生を配置する判断のため報告をする場を設定しています。そういった方がいれば、2月の前半ごろ設定していますのでセンターあるいは未来課と連絡をとっていただければと思います。

それからもう一つ、はぴママです。お話された内容はよくわかります。ただ、弁解になってしまいますが、今、私が勤務している子どもセンターは火曜日から金曜日まで受けをさせていただいております。ただ、行事があつたりしますと受け入れられない時間帯があります。そのときはいずれの児童館・子どもセンターでも相談しながら調整して受け入れています。実態として、そういう受け入れ方ですので、近隣の方だけではなくほかの地域の方や、やっぱりこの日しか行けないということ方から連絡いただけて受けたこともあります。また、面接を受け入れお話をする中で子どもセンターとして子育て支援を考えこれからどういうプログラムに発展させていけるか短い時間ですが試案しています。子育て中のお母さんの実態や情報がとれますので、主催は子ども家庭支援センターですが、私たちもすごく情報を頂けてありがたいと思っています。その後、乳幼児クラブに登録していくわ」という方の確率が高いです。

大変申し訳なく思っていますし、ほかの子どもセンターも、できれば拡充したいという思いはありますが、実態としてなかなか受付が難しいということもご理解いただけるとありがたいです。

【委員】

質問ですが、この全一覧の25分の3ページの1-3-1のはぴママ学級・パパになるための半日コースという事業と、めくった次のページの1-3-5新人お母さん・お父さんの保育見学がちょっと事業内容が似通っている気がして、それぞれの特徴というか、あと差も教えていただけますでしょうか。お願いします。

【事務局】

新人お父さん・お母さんの保育見学ですが、これは実際に保育園の見学などをしていただく事業だというふうに思っております。

【事務局】

はぴママ学級についてですけれども、こちらについては、王子、赤羽、滝野川にそれぞれ3健康支援センターがございますが。こちらで妊婦の方等に出産手引きについての3日間の日程になりますけれども、事業を進めているところでございます。ですので、私どもの事業は3支援センターで、そして次のページのほうの場所として新人お母さん・お父さんの事業については保育園で、そしてはぴママ学級については、保健師等が行っているところでございます。

【委員】

今の新人お母さん・お父さんの保育見学は、今説明があったように、各保育園で受け入れをしています。直接保育園に申し込んでいただいて見学が可能になっています。妊婦さんですと体調のいいときであったり、また、初めてお母さん・お父さんになった方ということでのちょっと外に出て大丈夫だね、赤ちゃんたちが保育園ってこういうところだよということをお母さん・お父さんにご案内して、また、不安なことがあれば誰か相談に乗ったりということを実施しております。

【委員】

新人のお父さん・お母さんが保育所見学という事業を書いているのを、例えば行政の保育課とかでまとめて、じゃあ、いつ行くか、こういう事業をやりますよという募集の仕方はしてないでしょう。今まで、私も聞いたことがないから、やっぱり子どもを預けたいとか、これから預けるにはどうしたらいいのかしらと質問があるお父さん・お母さんが出産前の方でいらっしゃるし、出産後の方もいらっしゃいますけども、委員がおっしゃったように、希望する保育園に電話してここを見学させてくださいと言ったら、いついつ来てくださいというふうなお話のやりとりはあるけども。

保育課とか例えば子育て支援の課で行こうかと、今、健康推進課のお話があったと思うんで、そういうところからまとめて何月何日のどういう形でどこの職員がというふうなのはね、僕の記憶ではないなと思っているんですけども。その辺は事業として載っているからやるべきなのかどうなのかというふうなこともちょっと。それをわざわざ載せているのに何か意味があるのかなと。もちろん、出向いていただければ、どうぞいつでも来てくださいと、いつがご都合いいですかというような対応は、もちろんさせていただいているんですけどもね。

【事務局】

今、委員から説明があったように、区役所が取りまとめて、この日にまとまって来てくださいった事業ではございません。保育園にはもともと地域の中の子育て支援センターとしての機能があり、これからお父さんになったりお母さんになったり、それから子育てについて不安があれば相談に乗るといったものが機能としてございます。

これを殊さら事業にしないという形もあるのですが、こういった保育園の機能というものも皆さんに知っていただいてご利用いただきたいということで載せさせていただいているところでございます。

【委員】

今の話ですけど。私、その保育園の見学とかも行っているんですけど、場所によっては、もう、20人ぐらい満タンで、それでも入り切らなくて一部、二部と保育園によってはやっている見学とかもある。本当に保育園の方たち大変そうで。曜日をまとめているんですけど、そこはもう本当に毎回毎回、曜日を決めないと、毎日のように何人も押し寄せて来るのでと言っている保育園もあったのですね。なので、結構、この新人お父さん・お母さんが保育見学に来て、今後、結構大変になってくるんじゃない、保育園の負担が増えてくるんじゃないのかなと思うのですけれど。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】

今、委員からご説明あったのは、多分、保育園の入所にあたって、この保育園はどんな保育園なのか、どんな設備でどんな保育士、保育スタッフがやっているのかということを確認するための見学のことだと思います。先ほど保活というような言葉もありましたけれども、保育園に入るために、どこの園なら入ってもいいということで、通える複数の園を申し込んでいます。ご近所の園に簡単に入れるような状況になっていれば、一番ご近所で地域に密接した園に入ればいいのですが。確実に入園するためになるべく幅広く、皆さん、多くの保育園を見学されています。20園とか申し込まれている方もいるので、全く知らない保育園に行くというのは、ちょっと不安だという方が多くいて。これは確かに保育園にとっても、職員にとっても負担だとは思いますが。一方で事前に見ていただかないと実態もわかりませんし、特に私立の保育園はそれぞれの思いであるとか、保育に対する方針がありますので、これを見ていただきたいと思っています。

ですので、ここで言っている事業の趣旨の地域の子育てのさまざまな相談に乗るとか、それからお父さんになったりお母さんになっていく、そういったことについて不安の相談であるとか、そういったものとは切り離しています。ただし、実態として、委員のおっしゃったように曜日を決めないと、毎日のように大量の方が押し寄せてしまい保育ができませんので。そういった実態があることは、私どもでも認識しております。

【委員】

私が行っている小学校で、学力パワーアップ事業で先生方が見てくださっているんですけども。パワーアップ事業で見てもらうと、本当に追いつけないような子も大分よくなっていくとか、できる、わかるようになってくる状況も私、目の当たりで見ている。特に、低学年で追いつけなくなっちゃうと、もう、5、6年になると大変なんですよね。だから、パワーアップ事業を充実していただければということをおっしゃって考えております。

【事務局】

現在、学力パワーアップ事業ということで、各学校のクラス数でしょうかね、各ク

ラス数に応じて個別に非常勤講師ということで配置させていただいております。また、学力パワーアップ、非常勤講師だけではなくて、学級経営支援というようなシステムもございまして。学級経営支援のほうは比較的教科にこだわらず、さまざまな形で支援できるという、そういった制度でございます。講師の方にお支払いする謝金というんでしょうか、特にでも学力アップの方が学校の免許を持っていないといけない資格があるんですが、学級経営支援の方は免許が必要ないということもございまして、少し謝金の額は安めになっております。そういったところで、各学校は必ずしもパワーアップではなくて、学級経営支援の方を2人とか、そういう弾力的な対応もできておりますので、今後も学校と相談しながら、学校の状況に応じて配置を充実させていきたいと考えております。

【会長】

それでは、続きまして、2に入りたいと思います。

【事務局】

まず、資料2-1でございます。3とタイトルが書いてございます。保育所待機児童解消でございます。この会議でもたびたび説明しております待機児童の解消のため緊急対策を今年度策定いたしました。保育所待機児童解消でございます。この会議でも待機児童解消のために今年度に入りまして、平成28年4月に比べて、今度29年4月には1,090名の受入数増を図ろうといったようなことでさまざまな取り組みを進めてまいりました。その結果、目標にしていた数にはちょっと到達はできなかったのですが、この11月の会議でも説明いたしました、4月期までにはおよそ900名の定員増が図られる。そして、また29年度の途中で全体で150名の受入数の増が見込める状況になりまして、この二つをあわせたものが、この資料の中ほどの表にH29、1,057とありますが、そういった数になってまいります。

平成29年4月期の保育所申込につきましては、現在第一次審査を進めているところでございますが、前年度に比べ、やはり1歳児を中心に200名をちょっと下回るぐらいの増となっております。平成30年度におきましては、さらに保育園入園希望者数増が見込まれるのかなと考えております。つきましては、引き続き施設の整備に努めまして、平成30年度におきましては、同じく表に示してございます619名の受入数の増と、そういったものに取り組んでいきたいと考えております。

内容でございますが、一番下から、まず公立認可保育園でございますが、上十条保育園につきましては、併設しております児童館、同じ建物の中にある児童館が今年度閉館となることから、そのスペースを拡張した増でございます。

次のページに進んでまいります。堀船南保育園につきましては、併設いたします、近接する今年度末で閉園となりますほりふな幼稚園、これを活用いたしまして、4、5歳児の分園を整備するといったような取り組みを行ってまいります。

次に2番です。私立認可保育所の新設でございますが、(1)としましては、豊島七丁目にあります旧北区職員豊島寮跡地を活用した新園。

(2)でございますが、平成29年4月に公私連携園として旧赤羽台保育園・旧赤

羽台つぼみ保育園の園舎を活用して開設いたしますL I F E S C H O O Lこどもの森、これが移転する形で桐ヶ丘一丁目に新園を開設するといったようなところでございます。こちらの新園開設時期でございますが、平成30年11月ごろを見込んでいるところでございます。

次に、3といたしまして、私立認可保育所の誘致・定員拡大ということで、前回11月の緊急対策で説明を申し上げたとおり、私立認可保育園4か所の募集を行ってまいります。定員といたしましては、291名を見込んでいるということでございます。

そのほか、今年度一歳児園？として開設した新園幾つかございまして、その2歳児の進級枠？の確保など合計して、先ほど申し上げました619名といったようなところでございます。

また、この29年度中開園の保育園なんですが、また、次回の会議以降で、また具体の施設等報告してまいりたいと思います。

【事務局】

私のほうからは、資料2-2、1ページおめくりいただきまして産後ショートステイ事業の開始、新規事業についてご説明をさせていただきたいと思っております。

枠の中にありますとおり、健康推進課では核家族化や出産の高齢化により、産じょく期における母体のケアが重要になっていくというふうに認識しているところでございます。このことから、北区では平成27年度から産後デイケア事業をスタートさせていただきまして、日帰りですけれども支援を実施してきたところでございます。29年度からはショートステイ事業として、産後ケア施設や助産院に1泊2日宿泊をしていただきまして、母体とともにゆったりと過ごしながら助産師等の専門職から心身のケア、育児技術の習得支援など受けられるような事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

中段のところの事業内容のところにありますとおり、この事業は平成29年10月以降に実施を予定しているところでございます。

また、下の内容のところにありますとおり、1泊2日分の利用料の約8割を助成するというので、本人負担額として1日当たり6,000円を予定しているところでございます。

以上、ショートステイ事業について、ご説明させていただきました。

【事務局】

続きまして、12番（仮称）ひとり親家庭等相談コーナーの設置のご説明をさせていただきます。資料には記載がありませんが、今回、子どもの貧困対策の支援計画策定に当たりまして、実施しました実態調査におきましては、子どもの成長や学習に必要なものが不足している状況ですとか、社会的、文化的な経験の機会ですとか進学の機会が得られない、また、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう状況などが、改めて明らかになったというところでございます。今後、計画の推進によって、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいきますけれども、この平成29年度の当初予算の（案）におきましては、生活の中に多くの問題を

抱えているひとり親家庭の総合的な支援に着手させていただくこととなります。

また、実態調査におけるひとり親家庭の相談相手がいない状況にあるなどの社会的孤立の傾向ですとか、また、抑うつ傾向などの精神的負担を感じている割合が高いとの状況を受けまして、ひとり親家庭などの孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制の強化に取り組めます。

具体的なものとしましては、ひとり親家庭の保護者が各種手当の手続の際に気軽に相談ができるよう、児童手当等申請窓口へコーナー設置いたします。開設時期は29年9月を予定しております。

このコーナーでは、カウンセラーの資格を有する相談員を配置しまして、育児や家事、精神的、身体的な健康管理などの生活一般の悩み事の相談を通じまして、適切な助言や関係機関、各種支援先の情報提供等を行うとともに、あわせましてひとり親家庭向けの講習会や交流事業等実施してまいります。

また、その他の取り組みといたしましては、教職員や保育士、児童館等の職員が子どもの貧困に理解を深め、支援につなぐスキルを身につけるための研修の実施ですとか、また、区民の皆様にご自身の子どもの貧困の理解の促進、また協力を求める取り組みとしての講習・講演会等の啓発事業を実施しております。

なお、今後、この計画の策定を受けまして、子どもの居場所づくりの推進など計画において、重点検討項目取り組みを挙げさせていただいている事業等について、更に検討を進め、29年度の補正予算などによって、具体化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【事務局】

本日、所管の課長出席をしておりますので、私のほうから簡単にご説明させていただきます。

老朽化する小中学校の建てかえにつきましては、まずは中学校、次に昭和30年代に建設された小学校ということで、毎校1校のペースで事業着手をしております。隣の次のページをごらんいただくと表があるので、ここがわかりいいと思いますが。現在、田端中学校、稲付中学校、浮間中学校、そしてなでしこ小学校、王子第一小学校、こちらについては事業中でございます。そして次年度でございますが、飛鳥中学校の建てかえに向けた調査を実施してまいりたいと考えております。各校の改築の計画、年次の計画、年度別の計画につきましては、今、お手元の表をご確認いただければと思います。

この表の一番下に改築ステーションとございます。こちら、旧桜田小学校、現在はさくらだつぼみ保育園が存在する施設でございますが、こちらの改築を、そちらの改築を行う学校の仮受け先として整備、維持を行いまして、その仮受け先がなくて事業着手、改築事業に着手できなかった学校、そういったものについて学校改築を可能にするといったようなことで考えております。

【会長】

それでは、この資料2-1から資料2-4までの間でご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

質問が3点あります。

まず、資料2-1の裏面の(2)(仮称)LIFE SCHOOLのところ、公私連携型保育所という言葉があるので、これに関してご説明をいただきたいと思うのと。

それから、資料2-4の13. 計画的な学校改築の推進の下のところで、北区で2校目の複合化となると書いてある複合化の意味と。

それから、下のほうにある改築ステーションに関してなんですが、これ、例えば、この歩いて行ける範囲の学校でない改築の場合、例えばバスでの送り迎えとか、そういう形で北区中から受け入れるのかどうか。今のところわかっている範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

【事務局】

まず、一つ目です。公私連携型保育所についてです。まず、公私連携というのはどういった形かというのと区の施設を活用して、中身は民間の事業者さんに運営していただく形式の保育園です。ただ、指定管理とちょっと違うのが、指定管理というのは、継続的な運営等を行う観点から、北区では5年といったことを一つ拠点としての機関として、その保育園の運営を行っていただくわけですが。

ただ、こちらの施設につきましては、この旧赤羽台の使う施設を今後まちづくりに活用するため、数年で移転しなくてははいけない。ただ、保育園としては今現在残っていたので、急遽、それを活用するというにしましたのです。ですので、桐ヶ丘のほうに土地はあるので、そちらのほうには私立園を建てていただくのですが、いわゆる短期間で移転をいただく。ただし、早期に開園はしたいといったようなことで、どういった手法があるのかなと考えたところ、その公私連携といいまして、私立認可保育所の場合は東京都の審査というか承認というのが必要ですが。こちら、区でも保育園として使っていた施設ですから、改めてそういったものは必要ないと考えています。

ただ、私立園として整備すると、そういったものを受けて、4月の開園というのがなかなか厳しいような状況だったものですから、こういったようなことで、区のほうで東京都には届出をするといったような形で整備が可能であるということで、これはスピード的にもいいかなといったようなことから、この手法を用いたということでございます。

【事務局】

二つ目の質問につきまして、ご説明申し上げます。

まず、複合化ですけれども、これは学校施設の中に他の施設を入れるということです。具体的にはなでしこ小学校が地域振興室、そして浮間中学校の場合は図書館と子どもセンター・ティーンズセンターという形での複合化です。これによって学校施設をうまく使って、ある意味、複合メリットを生かして授業を行うなど。もう一つは、

やはりいろんな意味での効率化を図るということからの複合化でございます。学校改築の際には、必ず複合化を一度検討します。近隣の何か公共施設と一緒にできるかどうかという検討を行って、可能ということになりますと、この複合化になるということです。それがなでしこ小、そしてこの浮間中ということで二つ目ということでございます。

あと、二つ目の改築ステーションです。今回の予定しておりました桜田小学校のところでは、やはり通学には限界があると思っております。ここに例えば浮間ですとか、あっちのほうから来るというのは、やはりかなり子どもたちに負担かけるだろうと見ております。なお、歩いて行ける距離であれば一番いいんですけども、そうでない場合にはバスだとか、もちろん活用も図っていきたくて考えております。主要の幹線道路を使いますと、かなりのスピードで着くということですので、あとは安全性をきちっと確保しながら。いながら改築は、やはりなかなか厳しいだろうと見ておりました、と言っても、すぐ近隣に代替地をとというのは無理なので活用を図ります。場合によっては、今後この改築ステーションについては、もし、可能であればほかのところにもつくって、他の学校をとということです。現在ある学校を全て改築するのに、まだ30校ぐらいが改築になっていませんから、一つやっていると30年かかりますので、一つの学校は約5年かかりますので、今後、老朽化対策では急ぐ仕事ですので、できればこういった手法を活用して子どもにできるだけ負担をかけないような形の改築を考えています。

【委員】

私は、これ公私連携型保育所ベースというふうなのは、指定管理のことかというふうに解釈をしていたのですが、そうではないみたいなのが今判明いたしまして、現在、この文章からいくと、公私連携保育所を運営する社会福祉法人つぼみ会が、現在もう既に運営をされているということで、だから、現在現状のことを、例えばそれは私立保育園として運営されているの、それとも公立保育園として運営されているの、それとも指定管理として運営されているのというふうなところ、経過措置的な考え方はあるかとは思いますが、現在の様子はどういうことになっているのかということについて、一応お聞かせいただければと思っております。

【事務局】

「平成29年4月から」という言葉がかかるわけですね。つまり、今現在は開園準備中でございます。平成29年4月から公私連携保育所を運営するということでございますので、今現在は準備中でございます。指定管理ではなく、あくまでも、基本的には、今後桐ヶ丘のほうに私立園を設置して、そちらに移行すると。民設民営で私立園に移行するといったようなことも踏まえまして、公私連携という手法をとってございますが、公私連携というのは、あくまで公立園でなく私立園でございますので、そういった移行にも資するのかなといったようなことで考えています。

【委員】

現在、運営はしていないわけでしょう。

【事務局】

29年4月から運営すると。

【委員】

公私連携型保育所を運営するというふうな読み方をしてしまうと、現在既に事業が経過的に始まっているのかなという、私が今解釈をしてしまったのですと言ったのだけど。

【事務局】

その29年4月から運営する。運営を予定というか、ということでございます。

【委員】

では、今はいないわけね。

【事務局】

今はいないです。

【委員】

その後、4月からつぼみ会がやるということですね。

【事務局】

そうです。

【委員】

了解。

【会長】

では、次に行きたいと思います。

【事務局】

⑤「さくらだこども園」の開設についてでございます。

既に、さくらだこども園につきましては、何回もご報告をさせていただいていたところでございます。この、今年の4月にさくらだ幼稚園がさくらだこども園として、開設になります。

29年度定員数がこちらの表で出てございます。29年度に関しては、お示しのとおりでございますけれども、3歳2号30人ございます。この30人が翌年は4歳のほうに、それからその次の年は5歳の方にと進級してまいりますので、それに伴いまして、1号の定員は、今4歳50人ですが、来年2号は30人になることから、こち

らの定員が30人と、その後の年も、5歳30人というようになりますので、2年後には1号が60人、2号が90人、合計150人という体制になります。

ちなみに、1号の現在のお申し込み状況でございますけれども、4歳に関しては46人の応募総数、5歳に関しては今の4歳児が5歳に繰り上がるのか、46人という状況になってございます。

【事務局】

私からは、資料2-6、病児保育サービス（施設型）の開始についてご説明をさせていただきます。

上の四角の囲みの中、赤羽台四丁目にあります東京北医療センター内に設置いたします病児病後児保育室にて、新たに施設型の病児保育サービスを開始するものでございます。

資料下の方を見ていただきますと、囲みで、病児保育と病後児保育の説明を書かせていただきました。病児保育につきましては、病気の急性期を過ぎたもののまだ回復期には至っていないお子さんを対象にした保育サービスです。病後児保育は、この回復期に入ったお子さんとなります。

それでは、目的・ねらいでございますが、北区では、これまで民間保育事業所で施設型の病後児保育と企業や民間事業者が行っています居宅、ご自身のご自宅での病児・病後児保育サービス、今回これに加えまして、施設型の病児保育サービスを実施するものです。

利用対象者は、保育所・幼稚園等の保育施設に通園しています1歳から就学前のお子さんを対象としております。

開始の時期につきましては、7月ということで、今、事業所と調整を行っているところです。

なお、対象の人数でありますとか利用の日時、利用者負担につきましては、基本的には、現在北区で行っている病後児保育、これを基本にして事業者さんと調整をしているところとなっております。

ちなみに、今の北区の病後児保育でございますけれども、キッズタウン東十条保育園で1日当たり2,000円+500円という形で事業を行っております。

【事務局】

私からは、24番の北区初！施設一体型小中一貫校の設置について、ご説明をさせていただきます。

黒枠のところをご覧ください。小中一貫教育をより推進するため、北区初となる「施設一体型小中一貫校」の設置に向け、「全体構想等」の策定に向けた検討に着手するというものでございます。

目的・ねらい等をごらんいただきます。北区では、平成15年度に「北区学校ファミリー構想」を策定しまして、他区に先駆けて小中一貫教育を推進し、さまざまな成果・評価を得てきたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、裏面をごらんいただきますと、学校ファミリーとは

という解説を掲載させていただいております。これは北区独自の教育システムでございまして、区立の幼稚園・小学校・中学校で組織する、質の高い教育を実現しようというネットワークでございます。学校ファミリーの活動は、中学校1校とその通学区域内の複数の小学校、幼稚園でサブファミリーを活動単位としているところです。さらに、サブファミリーを核として、学校・家庭・地域社会の連携協力体制を整備して、地域教育力の向上を目指そうというものです。

恐れ入りますが、また表にお戻りいただきまして、一番下の、北区の小中一貫教育とはというところをごらんください。北区の小・中学校では、これまで築いてきました学校ファミリーのネットワークを生かした小中一貫教育を、平成24年度から全てのサブファミリーで、現在中学校12校ございますが、その12校でサブファミリーで実施しているところです。

そして、平成25年7月には、「北区小中一貫教育カリキュラム」を策定いたしまして、このカリキュラムを使いまして義務教育9年間を見通した小・中の連続性のある学びを实践して、児童・生徒の「知」・「徳」・「体」の調和のとれた「生きる力」の育成を目指しているところでございます。

その上の囲みのところをごらんいただきますと、施設一体型小中一貫校の目標でございます。北区の小中一貫教育の充実・発展に向けた推進役、そして積極的に新たな取り組みにチャレンジ、そして教育内容の充実による北区の教育が抱える諸課題の解決ということで、中1ギャップの解消でありますとか、子どもの発達の早期化への対応、学力向上などでございます。

目的・ねらいの中段のところをごらんいただきますと、これまで、北区における小中一貫教育は、小学校と中学校の校舎が離れていることが前提で実施してまいりました。今回、施設一体型の小中一貫校を設置することで、その取り組みと成果で、先ほど申し上げた目標でございますが、これを他の小・中学校にフィードバックしていくことで、北区の小中一貫教育をより一層推進していこうというものでございます。

また裏面をごらんいただきまして、今後の予定、一番下のところをごらんください。現在、「北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針（仮称）」を策定中でございます。こちらのほうは策定できましたら、29年度以降この基本方針をもとに、区民参加による検討組織を設置して、施設一体型小中一貫校の関係者、また地域関係者との合意形成を図りながら、「全体構想」を策定していこうというところでございます。

続きまして、25番の家庭教育力向上アクションプランの推進のご説明をさせていただきます。

こちらの黒く墨で塗った囲みでございますけれども、家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣、他人に対する思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につける上で重要な役割を担っており、全ての教育の出発点であると言われております。また、基本的な生活習慣と学力・体力等には相関関係が認められるという調査結果も数多く出ております。

こういった背景を受けまして、平成27年3月に策定しました「北区教育ビジョン2015」、また「北区教育大綱」におきまして、これらの課題に対応するため「北区家庭教育力向上アクションプラン」を作成して、家庭教育力の向上を進めていこうと

いうものでございます。

一番下の「北区家庭教育力向上アクションプラン」についてをご覧ください。

具体的に、家庭教育力の向上に向けた《7+7》アクションプランというものを、ちょっと文字が小さくて恐縮なのでございますけれども、全部で14のプランを進めていこうというものでございます。こちらにつきましては、平成27年度から幼児教育専門家やPTA代表等で構成いたします家庭教育力向上のアクションプラン検討委員会を設置して、検討を重ねた結果策定したものでございます。

裏面をごらんいただきますと、事業内容は今申し上げたように、七つの既存事業と七つの新規事業をあわせた14の事業ということで、多角的・複合的に施策を展開していこうと考えております。保育園・幼稚園・小学校・中学校を核としまして、地域の青少年地区委員会、町会・自治会、また児童館等の幅広い事業実施主体を想定しているところがございます。各事業の実施主体が単独または家庭、地域等と協力・連携を図りながら実施して、着実に家庭教育力の向上を目指していこうというものでございます。

幾つか主な事業をご紹介しますと、生活習慣の形成というところでは、生活リズムおじま妖怪～退治日記という事業、これは既存事業になります。生活習慣の乱れやすい夏休みあけに、親子で楽しみながらチェックする生活習慣チェックシートを実施することで、早寝・早起き・朝ごはんの改善を図るというものでございます。こちらは、ちなみに本年度、文部科学大臣表彰に推薦されまして、このたび表彰が決定している事業でございます。

その下のさわやか朝ひろば、こちらは、学校支援ボランティア等の協力を得て、学習前の30分程度、小学校の校庭などで体を動かす機会をつくっていこうというものです。

また、家庭学習の定着ということでは、北区版家庭学習のすすめというリーフレットを作りまして、保護者が子どもとどのようにかかわればよいかをまとめものでございますが、これを家庭学習支援の参考として配布していこうと考えています。

その下の、親子のきずなづくりでございますけれども、北区きずなうたという事業を実施しようと考えています。右側に短冊のような形で例が載っていますが、「かたたき いたいと泣いている おかあさん」と子どもがつくると、それを受けて、保護者の方が、「うれし涙を 痛いにごまかす」と、こういったような親子のきずなというものを募集して、また、いいものについては賞を設けて表彰して、皆さんに周知していこうという事業でございます。

【事務局】

こちら、最後の事案につきましても、担当課長が本日不在ですので、私のほうから説明させていただきます。

こちらの事業でございますが、教育支援ボランティアの全校実施でございますが、学校支援ボランティアというものがございまして、これは地域住民の方などが、児童・生徒の皆さんに、よりきめ細かな学習サポートを行うという取り組みでございまして、今回もその一環といたしまして、教員を志望する大学生などによりまして、この教育

支援ボランティアをやっていくということでございます。

本年度は、中学校3校で、飛鳥中学校、田畑中学校、王子さくら中学校でモデル実施してまいりましたが、新年度からは、これを全小・中学校の教育活動に積極的に導入・活用するといったようなことでございます。

【会長】

それでは、5番から9番に関して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

意見が1件です。資料2-6の病児保育サービスの件ですけれども、利用対象者が1歳から小学校就学前ということで、今後に向けてですけれども、小学生も病児保育の対象に入ったらいいなど、要望です。

というのは、うちの学校は、先月インフルエンザで学級閉鎖がありまして、3年生と1年生がずれて学級閉鎖があったのですけれども、それをトータルすると1週間以上、お母さんは会社を休まなければいけなかったのですね。子どもは熱が下がれば割と元気な状態なのに外に出られないけど、多分フルタイムで働いているお母さんの悩みの種だと思いますので、そういったところもご考慮いただければと思います。

【事務局】

ご要望として承りまして、また学校のほうとも協議いたしまして、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

【委員】

病児保育、これは予算が決まっているということが多分、コストのことがあるので、病床数とか、あと患者さんの受け入れとか、そこら辺もある程度話は多分定まっていると思いますけど、そこにインフルエンザみたいな話になると、基本的にインフルエンザは隔離しないとイケないので、そうするとほかの子たちと一緒にできないから、コストがポンと上がっちゃうと思うのですね。ですから、多分そこら辺も最初受け入れられないのではないかと思うのですね。そこら辺も何か、前に言った話とはどの辺が異なっているのでしょうか。

【事務局】

今、未就学児を対象とした病児保育でございますけれども、枠としては数名単位となると思います。隔離をする、感染症の感染を防止するお部屋というのも数室分、1とか2とか、そういった部分で確保するものですので、例えば小学校の規模で10人のお子さんがインフルエンザになってしまっ、登校停止になってしまったものを全て受け入れるのは、現状の規模としてもなかなか難しいかなというふうに思っております。

【委員】

人員配置等、例えば4人いれば4対1くらいで隔離室をつくらなければいけないと思いますし、そうすると、その隔離室一つあると、そこでまた一人定員がというので、人件費もポンと上がるのですね。逆に、それは要望を受け入れるためには、より予算を取っていただいて手厚くしていただけると、我々としてもいろんな事業を展開とかというの、いろんなところで手が挙がる可能性もあるかとは思っているので、ぜひともまたそこら辺も、まだこれから事業が始まる場所なので、よろしくお願いします。

【事務局】

この病児保育は、なかなか施設を確保していくというのは難しいところです。また、先ほどもありましたように、インフルエンザ、こういったものは集团的、爆発的に対応が必要となりますので、もちろん対応しないというわけではないのですが、北区で起こっている、例えばインフルエンザの対応にしても、病児保育施設だけやるのはなかなか難しいのかなというところでございます。

一方で、これは国の資金を利用して行っていますので、こういった国の動きや東京都の動き、こういったものも活用して、予算の確保をまた効率的な運営に努めていきたいと思っています。

【委員】

多分課長さんたちもいろいろご苦労されていると思うのですが、逆に、通常一般の皆様にもご理解いただきたいのは、小児科だとかこういうのは、はやるとドッとふえてきて、いないと誰も患者さんが病院の中からいなくなってしまう。ただ、スタッフは毎日ずっと、その日によって雇っている人を変えていくわけではないので、人件費はそのまま一定にかかるので、そこら辺は多少、どういうふうにそこで折り合いをつけていくかというのは、ある程度皆様にも、区民の皆様にもご理解いただきたいというのもあるかと思えます。

【事務局】

今、委員からもお話がありましたように、スタッフが全くいない期間は多分ないと思います。その中でも、こちらの病院につきましては、ご自身の病院の中の保育室、こういったものを持ちながら、看護師さんについては、小児科の看護師さんをうまくローテーションをさせるとか、そういった形で対応していく。それでも感染症が大流行したときには、賄い切れない。とはいえ、人材をある程度保ちと思っています。

これは病院とのお金の支払い方という形になるかと思えますけれども、一人受け入れたら幾らという単純なそういったものではなくて、ある程度年間ベースで、このぐらいの枠を受け入れていただきたいということでお願いをする。そうしないと、病院側は全く賄えないといったものでございます。

【委員】

感染症ときは、やっぱり病児保育と病後児保育をご利用になるというお気持ちはわかるのだけれども、基本的にご家庭で療養していただきたいと思うのが、現場の保育

施設の考え方で、やっぱりほかのお子さんにうつってもいけない、熱が下がるからと強い解熱剤を服用して、お子さんの熱が下がりましたといっていらっしゃるお父さんお母さんも、中にはいらっしゃるのだけでも、でも、基本的に子どもの体調が悪いときとか、感染症にかかったときは、ご家庭で療養していただきたい。

それは、やっぱり子どもの人権ということを考えるには必要なのではないのかなど。その辺の人権、子どもの人権の考え方というのが、もう一つ、病児が病気のごときにご理解いただけてないというふうなのが、子どもがちょっと微熱だから連れてきましたというようなお話を伺うと、お仕事はもちろん大事なんでしょうけれども、そういうところを感じざるを得ないというのが、私の率直なところ。

それと、あとは委員がおっしゃっていた学級閉鎖のときに、例えば学年が、クラスが変わって、2回も続けて兄弟で学級閉鎖になってしまと、お父さんお母さんがお仕事に行けないと。なぜ学級閉鎖するの。保育園の子どもは、インフルエンザがはやろうが何しようがみんな来ていて、学級閉鎖を保育園も認められていませんよ。そういう社会でしょう。保育園の世界というのが。

だから、具合が悪い方はお休みいただかなければいけないけれども、その影響によって、感染していないところまで休んでしまうというふうなのが、今のこういう1億総活躍とか、お父さんお母さんに頑張ってお仕事をしていただいている時代に、どうなのかなというふうなことを。それは鹿田先生からまたご意見を伺わなければいけないのですけれども、医療的なお医者様の立場で判断した場合には、やはりそういう関係者とかは、されたほうが良いというような意見も出てくるかもしれないのですけれども、我々からすると保育園は休んでない。なんで学校は休むのというふうな気持ちがあります。

【委員】

確かに学級閉鎖をするととまるんですよ。なぜかという、学級閉鎖、休みの説明をしたら、今学級閉鎖ですから大丈夫ですというぐらいに、やっぱりその中に連鎖していく子たちをとめるという意味で、学級閉鎖をやる意味があると思うので、逆にそうならないときというのは、とまらないんですよ。ずっと続いていくというのがあるので、それが実情かと思います。

【委員】

本来でしたら、学級閉鎖のときに休めれば一番ですし、学級閉鎖で感染がおさまるといのは、うちの子たちを見ていてすごくありがたかったので、逆に私はよかったなと思うのですけれども。

一番最初のときにもお話がありましたけれども、要するにワークライフバランス、子どもが具合が悪い日ときには休めるのが、当たり前前の社会であったほうが一番大前提ですけれども、その前までに何かサービスがあれば、お母さんはありがたいなというところで、やはり施設型では、どうしても利用に無理が出てくるので、訪問型をもうちょっと気軽に利用できるですとか、近所の人と助け合いができるとか、そういったところで、お母さんが一人困ることがないように生きる社会がくれたらなと思

ます。

【委員】

小中一貫校の設置というところで、北区学校ファミリー構想の先ほど説明があったところで、王子小学校と王子桜中学校が同一施設というか、同一なのがどこかちょっと中身のことはよくわからないのですけれども、一緒にやっていて、そういうところでも成果があらわれたということで理解しています。

それと、例えば一貫校になったときに、今下のほうの神谷中学校の校区だということをおあるときに、例えばほかの、通常北区は複数の小学校から一つの中学校に進学をするというふうな形をとっていらっしゃると思うので、これから先、わかりすいから言ってしまうと、堀船中学校がある、では堀船小学校と滝野川第五小学校の卒業生が入学するために、例えばそこが一つの一貫校になった場合に、仮称で一貫校の、堀船小中学校に滝野川第二小学校から新しい卒業生が入学するという形が出てきたときに、その辺の子どもたちの成長とか新しい学校になじまないということを、どういうふうに考えていらっしゃるのか。

小中一貫というのは、非常に中学生のお手本、例えば運動能力も違いますから、体育と体育実習にしても、小学校の体育実技と、中学校の体育実技では違う。それから、音楽・芸術方面の形も違う、要するに高い目標を見ながら、幼い子どもたちが日々成長していく形というのは、非常に成果を期待できるのではないかなと、私自身は思っているのですが、その辺のことを、検討委員会のほうではどういうふうに考えていらっしゃるのか。

それともう一つは、この話、こういう重要な話をほかのところの、例えば諮問とかご意見を聞くような機会というのを設けていらっしゃるのかどうか。また、今後そういうふうな、今日PTAの代表の方たちもおいでになっていますけれども、そういうところはどうかお考えになっているのかを、ちょっとお尋ねしておかなければいけないのかなと思っています。

【事務局】

今、多くのご質問をいただきましたので、まず一つずつお答えしたいと思います。

一つ目が、王子桜中・王子小学校の例を挙げてお話があったと思います。これまで、北区では小中一貫教育を実施してきています。ただ、これはあくまで小学校と中学校を同じ9年間のカリキュラムがある。カリキュラムを北区ではつくりましたので、これに沿って、どこのサブファミリーでも同じ教育を受けていくという形になっています。

王子桜中・王子小学校につきましては、建物が、一見、一つの建物に見えるのですが、小学校と中学校は別々に入っています。言うなれば、小中一貫校ではありません。あくまで独立した小学校と中学校が入っているということで、当然校長先生もそれぞれにいますし、また、先生方もそれぞれ小学校、中学校別々になさって、職員室も分かれています。ただ、そうは言っても、建物の特性を生かして、よりほかのサブファミリーに比べれば、特色的な教育活動ができていると思っています。

あと、もう一つは、通学区域でこの制度の関係のご質問かなと思いますけれども、今回、神谷中サブファミリーで施設一体型小中一貫校を進めようということになりましたけれども、通学区域と指定校制度については、今までどおり堅持していくということを原則としております。

ただ、一定規模以上の児童・生徒を集めたい。逆に集めないと、多くの子どもたちが、簡単に言いますと、異学年の交流をしながらたくましく育つためには、やはり小さい学校ではなくて、それにふさわしい学校をつくりたいということで、中学校の学区域については若干見直そうかということも、今のところ教育委員会の中では考えているところでございます。ですから、この報告書中では、原則として指定校制度は堅持していきますと、ただ通学区域については見直すことも検討を進めていきます、という書き方をさせていただいているところでございます。

あと、今回この資料のほうにもありますけれども、これまで施設一体型小中一貫校をつくるまでの経緯が裏面になりますけれども、こちらをごらんいただきますと、平成24年度から全小中学校で小中一貫教育を実施してきていました。2年間の実施を踏まえて、26年度に取り組みの検証をして、報告書でまとめております。

翌27年度には、この検証委員会の中で、今後の小中一貫教育をさらに進めていくために、施設一体型小中一貫校の設置を検討していくという答申を受けましたので、それを受けて、平成27年度に「小中一貫校設置検討委員会」を設置して、小中一貫校設置に当たっての基本的な考え方を検討して、これも報告書としてまとめているところです。

その報告を受けまして、具体的に今年度、配置検討委員会、それでは、どこの場所に小中一貫校をつくるかということを検討して、このたび神谷中学校サブファミリー会がふさわしいだろうという形になったところでございます。

そういったこともございますので、先ほど委員のほうから、諮問等をしたのかということのご質問があったのですが、これは、今まで3年間にわたり検討を重ねてきた結果ということでございます。

今後、当然地域の方々、また学校関係者、PTAの方に神谷中学校ファミリーで施設一体型の小中一貫校を進めていきますという説明は、既に地域の方、一部の連合町会ですけれども、地元の町会のご説明はもう入ってきているところですが、これからも丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

ご質問で堀中のことは、先ほど申し上げたように、通学区域の関係ですか。

【委員】

例えば複数の小学校から一つの中学校に入学するという形は、結構区内にあると思うのですが、将来的な話で、例えば一貫校、最初から9年間入学した人のところに、ほかの学校の卒業生が入ってきたときに、そのところでちょっといろいろ不利益は出ないのかなと思って。

【事務局】

具体的には、例えば転校とか転入という事態がわかりやすいのかと思いますけれど

も、神谷につきましては、この小中一貫校についても、そういう場合で転入してくる子とか転校していく子、外に出ていく子ですね。こういった子たちが当然不利益にならないように、きちんと教育課程も組んでいくということで、また、そういう子に対しては、それをサポートするような態勢を学校としてきちんと考えていくということは、当然必要でありますし、また文部科学省の通知にも、そういったような趣旨が書かれているところでございます。

【委員】

その一人、二人のこういう少人数の転入・転出というようなことを申し上げているのではなくて、例えば複数の小学校から1校、例えば30人とか40人の子どもたちが一貫校に入学していったときに、最初から小学校1年生のときから一貫校でずっと教育を受けてきた、勉強してきた子どもたちと、新たに中学校になってその学校に入ってきた子どもたちの、要するに心の動機というのが、私は懸念をしているから、何度もお尋ねしているのです。

逆に言うと、ここの小学校は、中学校はあそこの一貫校に行かなければいけないから、最初からそっちの一貫校に入学、指定校を変更してもいいようにしたほうが良いのではないのかなという考え方も。

もう一つ、ついでに言わせてもらいたいのは、この話を、私は今この場で初めて伺ったので、私の認識不足だと言われればそれまでなのですが、教育検証委員会のメンバーの方々のお名前をちょっとお聞かせいただければ、例えば神谷のほうの例が話題になっているとするならば、神谷の方々が中心になってやられているのかと。一回もしたことがなかったものだから、今、お話をさせていただきました。

【会長】

最後に関係するお話をいただけることでも、よろしいでしょうか。

【委員】

はい、結構です。

【会長】

実は予定終了時刻まであと20分を切っておりますが、まだ議事の二つ目が終わるところですので、(3)(4)(5)がありまして、非常にこれは重要な議事も残っているかと思えます。

ここで、委員の皆様にもちょっとご相談ですが、少し時間を延長させていただいても大丈夫でしょうか。特に公募委員の皆様はお子さんは預けていらっしゃるという面もあるかと思うのですが。ただし、この会場はどんなに遅くても9時にはあけなければいけませんので、そこまでには終わるつもりでももちろんいます。

ということで、少し延長させていただいて、ちょっとスピーディに話を進めていきたいと思えます。

それでは、申しわけありません、少し延長させていただきます。

次に、議事の3にいかせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

【事務局】

29年4月1日の保育施設一覧でございます。

区のほうへ申し込みを行う入所調整施設を紹介させていただきます。

前回11月に具体的な開園予定園を紹介させていただきましたが、かなりの施設になりますので、今回、改めて一覧表を作成いたしました。幾つか説明させていただきます。

裏面をごらんいただけますでしょうか。真ん中からちょっと下になります。地域型保育事業・認定こども園というくくりの表があると思うのですが、その81番で、(仮称)ベベ・ア・パリ保育園東十条というのがございます。前回のこの会議で、今年度中に小規模保育事業所1園が開園になるという説明をさせていただいたのですが、私、具体の施設名を申し上げていなかったのです。こちらが、今年度中12月に開設しております施設になっております。

今現在は、2歳児までの施設で、なかなか2歳の入園のお申し込みというのがないものですから、10名程度の受け入れで開設をしておりますが、本来の定員は19名ということでございます。

次に93番でございます。前回、いろいろ新規施設を申し上げたのですが、その後、に区の審査を通った施設が、93番でございます。(仮称)ゆうひが丘保育園豊島でございます。79番のゆうひが丘という施設と、事業者さんは一緒でございます。場所もそれなりに近くでございますが、こちらが区の審査を通過して開設予定になったということでございます。

次に、その下でございます。91と92というのがございます。ゆうひが丘の下でございます。事業所内保育事業所というのが開設の運びとなりました。こちらにつきましても、前回の会議では紹介ができなかったんですね。その後で区の審査を通過して、開園の運びになりました。

両施設とも、既に、ヤクルト株式会社で勤務する社員のお子様方などを預かる保育施設として、運営を行っているのですが、平成29年4月からは、子ども・子育て支援新制度にのっとり事業所内保育事業所として運営を開始するものでございます。

事業所内保育所となりますと、施設の定員数に応じて地域枠と申しまして、つまり、社員のお子さんではなくて、保育を必要とする一般の方の受け入れをしなくては行けないと、受け入れ枠を設けると、そういったルールになってございます。赤羽園につきましては定員が19名、西ヶ原園につきましては定員は18名ということでございますので、それぞれ5名の地域枠を設けるといったような決まりになってございます。

他の分につきましては、何とぞご確認をくださるようよろしくお願いいたします。

【委員】

先ほどさくらだこども園の解説の話もあったと思うのですがけれども、今回、さくらだこども園の保育のほうのことでは、定員が50名ということだと思っております。

先ほどの申込状況の説明で、4歳児と5歳児の説明があったかと思うのですが、今回、この認定こども園になるということで、この最初から今申し込みで2号認定、保育園の認定をされていらっしゃる申込者というのは、どれぐらいいらっしゃるのか、もしおわかりになれば教えていただければというふうに思います。

【事務局】

個別の保育園のところは、きょうまでに審査を行っておりまして、最終的なところは、今手元にはないです。

保育園の申込者数ですが、どこの園に何人ということは実際はあるのですが、一人の方が複数園に申し込むわけですので、通常は第一希望園だけをカウントしています。

今日はまだ内定の結果が入ってきて、数字は、申しわけございません。ちょっと控えがございません。

【委員】

わかりました。

【会長】

それでは、(4)に移らせていただきます。

【事務局】

後で何かお気づきの点があれば、進行のこともあって、いろいろ質問したい方がいらっしゃるのかもしれないですが、あれば後程聞きますのでよろしくお願いします。

続きまして、私立幼稚園の長時間預かり保育の拡充についてでございます。

幼稚園におきまして、通常開園時間と合わせ保育園並みの11時間以上を対象とする保育施設を、保育の時間単位保育を実施する私立幼稚園数の拡充策についてですが、前回の報告のあった各園に実施の打診、意向調査を行いました。その結果、以下の4園において、区の定める要件に従って運営を行うこととなりました。については、今後、運営費補助等を行っていくこととするものでございます。

実施予定園については、お示しのとおりでございます。どうぞご確認ください。よろしくお願いします。

次の実施の要件に進みます。

開園時間ですが、今ご説明のとおりでございます。

実施日でございますが、以下①～⑤につきましては、実施しなくてもいいといったようなことで、認識するというようなことでございます。

職員配置につきましても、お示しのとおりでございますので、ご確認くださいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

次に行かせていただきます。

5 番目ですね。お願いいたします。

【事務局】

それでは、議題の（５）北区子どもの貧困対策に関する支援計画（中間のまとめ）の概要とパブリックコメントで提出された意見について報告させていただきます。時間の関係で少し絞った形でご説明させていただきたいと思いますので、ご不明な点がありましたら、また申しつけください。

では、本日資料差しかえを行っております。パブリックコメント意見の、事前に送付させていただいた資料から追加させていただいております。

それでは、初めに計画中間まとめの概要についてです。A4の縦の資料をごらんいただければと思います。

中間まとめの概要でございます。こちらご説明させていただいております。

初めに、計画策定についてです。1の計画策定の趣旨については、お示しのとおりとなっております。

次に、計画の期間でございますが、平成29年度から5年間です。

また、計画の対象といたしましては、原則18歳未満の子どもとその家庭とし、施策によってはおおむね20歳未満までの子どもとしております。

状態につきましては、現在、経済的困窮状態にある子ども、家庭に加えまして、将来、経済的困窮状態になる危険性の高い子どもとその家庭などを対象としております。

次に、北区の子どもを取り巻く現状でございます。

生活保護受給世帯の子ども、就学援助、児童扶養手当等の受給者は、近年減少傾向にございますが、就学援助率が国や東京都の平均よりも高い状況にあります。

なお、就学援助率については、自治体により認定基準の一部が異なる状況がございますので、あくまでも参考値ということになります。

次に、実態調査の概要についてですけれども、前回速報でご報告させていただきましたが、困難を抱える家庭の子どもの状況といたしまして、自己肯定感や学習意欲、授業の理解度が低い傾向ですとか、子どもの孤食の状況などが伺えたとともに、保護者の状況といたしましては、相談相手がないなど社会的孤立の傾向などが、改めて明らかになったところでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページにお進みください。

実態調査等から見えてきた状況ということで、調査結果等から見えてきた困難を抱える家庭の子どもや保護者の状況を整理し、主要な課題を導き出し、課題に対応した七つの施策を設定しております。

続きまして、3ページにお進みいただきまして、北区の子どもの貧困対策の基本的な考え方でございます。

1の基本目標につきましては、未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組むとしております。

2の貧困の連鎖の解消のための三つの柱についてです。こちらは、基本目標の実現

に当たっての施策の基本的な考え方として、三つの柱を設定させていただきまして、子どもや家庭と密接にかかわることのできる自治体として、実効性の高い施策を展開するとしております。なお、各柱の下に記載されている施策が、前のページで見ていただいた実態調査から導き出された課題解決として設定した施策となっております。

続きまして、4ページにお進みいただきたいと思います。北区の子どもの貧困対策に関する取組ということで、施策の内容を記載させていただいております。こちらは、各施策の枠の一番上には、施策の方針、その下左側に取組の方向性、また右側に重点検討項目という形で記載しております。こちらの重点検討項目につきましては、この計画を推進していく中で、新規あるいは事業を拡充していきたいと考えている取組みについて記載しております。

まず、施策1、乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援についてですが、取組の方向性としては、二つ方向性を設定させていただいております。

次に、施策の2、学校教育による学び、成長の支援についてでございますが、取組の方向性としては、三つの方向性を設定しております。

次に、施策の3、子どもの居場所づくりの推進についてですが、取組の方向性としては、三つの方向性を設定しております。

続きまして、5ページにお進みいただきまして、施策4、困難を抱えやすい子ども（若者）への支援です。こちらの取組の方向性としては、二つの方向性を設定しております。

次に、施策の5、孤立しないしくみづくりについてでございますが、取組の方向性としては、三つの方向性を設定しております。

続きまして、6ページにお進みいただきまして、施策6、保護者への就労、生活支援についてです。取組の方向性としましては、三つの方向性を設定しております。

次に、施策の7、地域全体でささえるネットワークの構築についてです。取組の方向性としましては、三つの方向性を設定しております。

続きまして、7ページにお進みいただきまして、計画の進捗状況の把握についてです。

計画の進捗や効果を把握するため、ライフステージ等に応じた子どもの貧困に関する17項目の指標を設定しまして、その数値の変化を確認することで、状況を把握しまして、施策の実施状況や効果を検証していくとしております。

次に、計画の推進についてです。

計画の進行管理につきましては、北区子ども・子育て会議において、施策の進捗状況や対策の効果等を検証・評価し、必要に応じて、見直し、改善を図ってまいりたいと考えております。

中間まとめの概要につきましては以上となります。

次に、パブリックコメントで提出された意見についてご紹介させていただきます。

恐縮ですが、A4、1枚、本日差しかえさせていただいた資料をごらんいただきたいと思います。意見の募集期間につきましては、お示しのとおりになっておりまして、意見提出者数でございますが、7名の方です。また、意見総数といたしましては、21件ということになっております。

こちらのいただいた意見につきましては、計画全般について、また施策、事業について、その他という形で三つに分類させていただきまして、整理をさせていただいております。

主なものについてご紹介させていただきます。まず、No.1の意見ですけれども、計画に記載のある事業は、現在行っているものをまとめたという印象を強く受けると。今後、新たに着手する事業や予算枠を広げる事業について、特に具体的な説明を求めるといようなご意見でした。

また、続いてNo.4の意見です。こちらは、子どもが育つ環境が悪化している状況が「子どもの人権」を損なうこと、そして、子どもの貧困を放っておくと、将来、経済的にも国の損失となり、結局は問題を抱えていない家庭の子どもにも影響が及ぶということを理解してもらえるように、計画でしっかり記載する必要がある、といった趣旨のご意見でございました。

次に、二つ目の施策、事業についてのご意見等になります。No.8でございます。「子ども食堂」の立ち上げや運営には、食材や備品の購入費用がかかり、運営スタッフが自主的に費用を負担している状況であること、また、ボランティア団体等を対象とした継続的な運営を前提とした運営資金援助の制度が必要である、といった趣旨の意見でございました。

次に、No.13の意見でございます。学校や保育園の給食費の無料化を求める、といった趣旨のご意見でございました。

また、その他といたしまして、No.15からがその他のカテゴリーとなっておりますが、こちらは後ほどご高覧いただければと思います。

なお、いただいたご意見に対しましては、区の考え方、また、ご意見を受けましての修正については、現在、整理をしている段階でございます。

こちらは、パブリックコメント実施結果につきましては、3月10日号の北区ニュースで周知し、ホームページで公開を予定しております。

次に、3の今後の予定でございます。2月下旬に、区議会のほうへパブリックコメント実施結果及び計画案を報告させていただきまして、区議会の会派の意見を募集いたします。その後、3月下旬を目途に計画を策定し、4月に計画の公表を予定しております。

なお、先ほど29年度の当初予算案についてはご説明させていただいたところございますが、今後、計画の策定におきまして、子どもの居場所づくりの推進などを初め、今回の計画において重点検討項目に掲げた施策、事業等について、更に検討を進め、補正予算等によって具体化を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

【会長】

それでは、ご質問、ご意見等、限られた時間ではありますけど、よろしく願います。

【委員】

一つ質問ですが、パブリックコメントで出た内容について、反映させて、多少文章を変えるわけですね。それについては、公表する前に、また審議会の委員のほうに送っていただけるのでしょうか。

【事務局】

ご要望いただくということであれば、区議会に報告するタイミングと同時になりますけれども、そちらでお送りすることは可能です。2月の下旬に区議会のほうに報告する予定ですが、そちらからまた10日ほど区議会からのほうの意見聴取ということで、会派からご要望を承るのですけれども、それで集めまして、最終的に、最終案のほうをかためていくということなので、2月の下旬の段階でありましたら、区議会と同時のタイミングでお送り、ご提示をすることは可能だと思っています。

【委員】

そうしますと、区議会でも、また区議さんからのご意見で、またさらに多少変わると、そういうことですね。

【事務局】

そうですね。議会の皆様のご意見を伺いながら、最終的にかためていきたいというふうに思っております。

【委員】

はい、わかりました。

それで、この6ページのほうを続けてよろしいでしょうか。

6ページの7番、地域全体でささえるネットワークの構築というところで、よく出てくることですが、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、町会自治会等の協力関係と、地域皆様のご協力で何とかやっていきたいというようなことですが、なかなか貧困って見えないですね。プライバシーのこともありますし、なるべく外に見えないようにしているということもあって、この見えない中で、どうやって支援していくというのがすごく難しいと思うんですね。

地域によってもさまざまな事情が違うでしょうが、例えば昨日の夜、NHKスペシャルで「見えない貧困」という番組をやっていましたけど、グッドタイミングでああいう番組を見ていただいた方には、「見えないけれども貧困って本当に確実にある」とわかっていただけたと思います。私は保護司をやっていて、保護司仲間と民生委員・児童委員の方とか、私共の会員に声をかけて子ども食堂を始めたのですが、自治会にお願いに上がって、無償で場所を、会館を貸していただくようにご説明に行ったときに、「貧困の子なんているのか」という質問がいっぱいあって、「いや、見えないけどあるんです」と。一般に「生活保護を受ければいいんじゃないの」「子どもには子ども手当があるんじゃないの」というような認識の方が非常に多くて。貧困というだけじゃなくて、もちろん親御さんの仕事の時間が長いとか、残業があるとかで、夜8時過ぎまで帰ってこないようなお宅が結構あって、「夜、子どもだけで過ごしているお子さん

も一緒にご飯を食べるんですよ」と説明すると、やっと何とかわかっていただけます。4時半から8時まで子ども食堂をやっていて、8時の解散時に、仕事帰りのお父さんやお母さんがお迎えに見えるようなことも多いですね。

だから、シングルマザーの親御さんが幼児を連れてきたりすると、やっとその事情がわかるということがあって、それも、やってみないとわからないので、そのあたり、積極的にいろんなことを活動している人が、そういうこと（子ども食堂）をもっと気軽にできるといいかなと思います。

余り個人的な情報は出せないのですが、スクールソーシャルワーカーの方とか学校の養護の先生に世話人が子ども向けのチラシなどを手渡しして協力していただいているのですが、そういう協力体制も、学校は学校で、むやみにほかの人に情報などを話せないということもあるし、その辺は非常に細やかなネットワークがないと、なかなかできことなので、地域の大人が、困っている子どもに何か声をかけられるような存在であってほしいということも、もっと皆さんに理解していただきたいなと思っています。そういうことを、区のほうからも情報提供していただきたいと感じています。

【事務局】

委員がおっしゃるように、子どもの貧困は外見からは、見えないというようにお話もございます。また特効薬がないというようなことも言われているところもございます。事業をいくつか実施すれば、それで解決ものでもなかなかないと。そういう面では、地域の中で、地域の方にもご協力を求めながら進めていくことも重要ですし、また一方で、行政機関の中でも、連携を高めていく取り組みも同時並行で進めていくことが必要だと思います。

また、今回の実態調査をやっている中で、北区は23区内でも2区目というのでしょうか、足立区が先行で昨年始めまして、今年度は大田区と北区というのが実態調査にかかわっていきまして、特別区の中でも先行的に着手している自治体でございます。今回実態調査をさせていただきましたけれども、まだほかの自治体と結果を比較するような材料がなかなかなく、北区特有の課題というのが、今回の実態調査の中で発見できたかということ、まだできていない部分もあるのかなと思っています。今後ほかの自治体の調査結果との比較も含めまして、北区の特有の課題がないのか、そこに対して対処すべき取り組みがないのかというような検討を進めながら、走りながら取り組んでいきたいと思っています。

【委員】

子どもの貧困って、本当になかなか見えてこないけれども、そのお子さんが成長して、また親になったときに、私の教え子でいるのだけど、親にかわいがってもらった覚えがないから、子どもをどうにかわいがっていいかわからない。ご飯はいつもお金をもらって買い食いだっただから、ご飯をどうやって自分の子どもにつくっていいかわからないと、2代、3代とそういうのが連鎖を繰り返してしまうというのが、非常にマイナスの連鎖で、私は本当に悲しい思いをしていますけれども、ぜひ、その辺のことも踏まえて、例えばできるところは区のほうでご協力をいただくとか、施策とし

て頑張っていたきたいなというふうなことも思っています。

今、この計画を読ませていただいて、ボランティアの皆さんの好意が、やっぱり一番のよりどころになっているなと思っっているんですね。それはそれで大変立派なこと、ありがたいことだと思いますけれども、行政として、どういう施策を、どういうふうにかかわっていくかというようなことを、これから、今、足立区と北区も先駆的に取り組んでいる自治体だというようなことをおっしゃいましたので、ぜひぜひ、目に見えにくいところがあるので、またそういうところも、我妻委員がおっしゃったみたい、例えば地域の皆さんに対する啓蒙のことも、一緒に踏まえてお考えいただければ、こういう輪を強く広げていくということも、非常に重要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

【委員】

今、私が知っている限り、北区で子ども食堂は七つが定期的にかかれていますが、私どもの団体会員・個人会員がそのうち五つの子ども食堂にスタッフとしてかかわっていて、今度4月に、一般の方を対象とした子どもの貧困についてのパネルディスカッションというのを開こうと思っっています。やっぱり子ども食堂を通して見えてきたことを、地域の方たちに知らせていくということもすごい大事だと思うんですね。

例えば若い方たちが中心になって、なかなか地域のほかの世代の人と提携していけないとか、地域それぞれで事情も違うと思うのですが、なるべく自分の周りに広げていくとか、いろんなことを伝えていくということをして、協力を求めるという、そういう口コミもすごく大事で、区は区としての事業をしていただいて、それはお願いしたいところですが、多くの方が口コミで伝えていくということも非常に大事ななというふうに思っています。

【会長】

もし、何かご意見等がありましたら、事務局のほうにメール等で連絡いただけますと幸いです。

それでは、事務局のほうから、連絡等がありますでしょうか。

【事務局】

お時間もないところですが、先ほど委員からあった検討委員会のメンバーの関係でございます。

平成26年度の北区小中一貫教育検討委員会でございますけれども、こちらにつきましては、それまでの全校で実施した小中一貫教育の課題を把握し、よりその充実に向けて検討等を行うということで、学識経験者の、具体的には大学の先生が3名、また小学校長会、中学校長会、幼稚園協会からそれぞれ校長先生、園長先生、また事務局からは指導課から9名が出ています。

そして、27年度の小中一貫校の設置検討委員会、こちらでございますが、先ほど検討委員会の中で、先ほども申し上げましたが、今後さらに小中一貫教育を推進していただくために、小中一貫校を設置していくという提言もいただきましたので、その提言

を踏まえて、北区における小中一貫教育の充実・発展を目指して牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討を行いました。

検討メンバーでございますが、やはり学経者の先生、これはソフトの面、教育内容の面、またハードの面でございます、3人の大学の先生、また小学校長会、中学校長会、幼稚園長会から代表の先生、そして、この会議におきましては、地域の方、自治会連合会、また青少年委員会からも参加をいただいています。また、当然小学校PTA会長、中学校PTA会長からも参加をいただいて、教育委員会からは次長、部長ほかその他区長部局の部長等が参加しているところです。ですから、地域の方々のご意見、PTAの方のご意見も十分踏まえてということなのです。

今年度の施設一体型小中一貫校の設置検討委員会については、これはまず基本的な考え方がございまして、施設一体型小中一貫校の位置づけですけれども、この指定校制度を堅持する、また通学区域の見直しを行うということが、一つです。また既存のサブファミリーの枠組みを継承する。つまり、サブファミリーを構成する小学校と中学校を、施設一体型小中一貫校として一つにまとめるということを前提条件としております。また、教育環境等も踏まえて実施するということでしたので、この検討委員会につきましては、区長部局、また教育委員会部局の関係部課長で構成しているということでございます。

【会長】

ありがとうございました。

これで閉会とします。ありがとうございました。